（電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第十五条の二　電気工作物（一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業の用に供するものに限る。）の運転を管理する電子計算機は、当該電気工作物が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ及び一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保しなければならない。

第十八条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第十九条第十四項中「電気機械器具」の下に「及び電線」を加える。

附則第二項中「施設し」を「設置され」に、「施設に着手した」を「設置のための工事に着手している」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているもののうち、別に告示する電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものに限る。）を使用するものについては、別に告示する期限（以下この項において単に「期限」という。）の翌日（期限から一年を経過した日）を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、期限から一年を経過した日）以後、第十九条第十四項の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年九月二十四日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気関係報告規則第四条の表第十五号の二又は第十六号の規定によりされている届出（ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に係る届出に限る。）は、改正後の電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。

4　この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物についてのこの省令による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第十五条の二の適用については、この省令の施行後最初に行う変更の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○経済産業省令原子力規制委員会規則第二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、及び第百六条第一項を実施するため、原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年九月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令

（原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第一条　原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令（平成二十四年経済産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令

第十八条第十三項中「電気機械器具」の下に「及び電線」を加える。

附則中「省令」を「命令」に改め、附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している原子力発電工作物については、なお従前の例による。ただし、この命令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているもののうち、別に告示する原子力発電工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものについては、別に告示する期限（以下この項において単に「期限」という。）の翌日（期限から一年を経過した日）以後、第十八条第十三項の規定を適用する。

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第二条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の二号を加える。

八　「ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物」とは、別に告示する原子力発電工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。

九　「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物」とは、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物であって、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものをいう。

第四条の表第十八号を削り、同表第十九号上欄中「、第七号若しくは第十八号」を「若しくは第七号」に、「氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあってはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十八号の原子力発電工作物を設置している又は予備として有している者にあっては代表者の氏名を除く。）又は第十八号の原子力発電工作物の設置若しくは予備の別」を「氏名又は住所（法人にあっては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）」に改め、同号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号の二を第二十号とし、第二十一号及び第二十七号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物に関する届出）

第四条の二　ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有している者（以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等」という。）は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。

届出を要する場合	様式番号	届出期限
一　ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合（直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。）	様式第三	判明した後遅滞なく
二　ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等の氏名若しくは住所（法人にあっては当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地）に変更があった場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の設置若しくは予備の別に変更があった場合	様式第四	変更の後遅滞なく
三　ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止した場合	様式第五	廃止の後遅滞なく
四　ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	様式第六	事故の発生後可能な限り速やかに

2　高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有している者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物について、毎年度の管理の状況（以下この条において「管理状況」という。）を翌年度の六月三十日までに、様式第七により、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。また、直近に届け出た管理状況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、変更後の管理状況を原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。

様式第一中「原子力電気工作物の損壊」を「原子力発電工作物の損壊」に、「供給支障（被害）」を「供給支障被害（被害なし）」に改め、様式第二の次に次の五様式を加える。